

# 第6章 組織活動

## 第1節 学校における体制整備

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上に立って各自の適切な行動に結びつけられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。このため、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けることが必要である。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

### 1 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面から教職員がそれぞれの特徴を理解し、統合できるようにしなければならない。

その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を推進するためには、学校組織全体が安全教育に関する目標を共有して組織的に取り組むことが必要である。特に、教科担任制である中学校や高等学校においては、教育課程を点検・評価しながら、地域・家庭と連携しつつ教科等横断的に安全教育を推進する体制を意識して構築することが重要である。

また、学校における危機管理に関する組織体制については、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関等と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく必要がある。

特に、事故等発生時及び事後には、全教職員が各学校の危機管理マニュアルに基づき、それぞれ役割を分担し、児童生徒等の安全確保及び応急手当、心のケア等を実施しなければならない。このため、危機管理マニュアルの作成・改善に当たっては、教職員の役割分担と責任を明確にした上で、危機管理等に関する校内組織において検討・意見聴取を行うとともに、全教職員に周知する必要がある。また、各自の適切な行動に結びつけられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものが求められる。その際、特別な支援を必要とする児童生徒等への配慮事項等についても全教職員で共通理解を図っておくことも必要である。

さらに、危機管理マニュアルの作成・改善、避難訓練等の企画・調整・評価や安全に関する情報や話題を教職員等へ提供するなど、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を

活用して、意図的に話し合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるようにすることが大切である。

## 2 教職員研修

教職員は、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するため、学校の教育活動全体でカリキュラム・マネジメントの確立を通じた系統的・体系的な安全教育の実施が求められる。また、危険等から児童生徒等の生命や身体の安全を守るため、状況に応じた的確な判断や行動が求められる。したがって教職員は、学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識し、安全教育に関する指導力、安全教育に関する指導力を一層高めることが求められる。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う必要がある。

### (1) 学校安全の中核となる教師の養成と研修体制

国や各地域において実施される各種研修では、学校安全に関する様々な情報が提供されている。

こうした研修で提供される最新の情報を各学校内で十分に伝達・活用し、全ての教職員が、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識をもつとともに、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことを身に付けておかなければならない。

### (2) 最新の情報を取り入れた校内研修の充実

各学校においては、学校安全計画に教職員の研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修や安全教育の一層の改善・向上に必要な研修を行うことが求められる。その際、まずは、各学校で策定されている学校安全計画や危機管理マニュアルの周知徹底を前提としつつ、併せて、上記の研修で提供された最新の情報を全教職員が共有できるよう、校務分掌中に学校安全の中核となる教師を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要である。

校内での研修は、教職員が、事故等に対する知識を得て、素早く適切に対応できる力を身に付けさせるとともに、児童生徒等に対して効果的な指導を行うために実施される。学校の立地条件や地域の実態により、事故等発生時の対応は異なり、児童生徒等への指導についても学校独自の内容が求められる。そのためには、全教職員が参加し実施することが望ましい。

### 【研修例】

- 学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じるための研修
- 地域の研究者や専門家による研修
- 「危機管理マニュアル」に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練等の計画・実施に関する研修
- 総合防災訓練実施（備蓄倉庫の内容確認や防災器具の使用訓練を含む）に関する研修
- 事件・事故災害を経験した方々による体験談等の研修
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
- 心のケアなどに関する研修
- 命の大切さや日本の災害の歴史を理解する研修
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図る研修などが考えられる。

## 第2節 家庭・地域・関係機関との連携

学校が抱える課題が複雑化・多様化しているが、教職員がそれら全てを担うことは困難である。また、事件・事故、自然災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要がある。これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できるよう体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが必要である。

### 1 家庭、地域等との連携・協働

学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルを基に、学校の安全教育・安全管理の方針等を保護者や地域住民との間で具体的に共有し、協力を求めたり、保護者・地域住民の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。

学校運営協議会の場や、例えば、保護者参観日やPTA総会、地域と学校が連携・協働した取組を実施する際など、保護者や地域住民が来校する機会を活用し、学校は、安全に関する授業や避難訓練を実施するとともに、インターネットの利用に起因した被害の防止を含め、防犯・交通安全・防災に関する情報提供や、事故等の発生時に求められる対応等についての保護者・地域住民への説明等を行うことによって、学校と目標を共有しながら家庭や地域でも安全

に関する取組が行われるようにすることが必要である。

特に、日常におけるルールやマナーを遵守することは、児童生徒等にとっての安全を確保する上でも非常に重要な要素であるが、それらの基礎は家庭において育まれる部分が多いことから、家庭も責任をもって学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有することが重要である。また、児童生徒等が地域の安全課題の改善に当たって一定の役割を担うことは、児童生徒等自身の成長にも寄与するという教育的意義を、関係者が共有して学校安全の取組を進めることが重要である。

## 2 P T A との協力

P T A 活動として、次のような事柄が例として考えられる。

- (1) 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
- (2) P T A 広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
- (3) 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加や P T A 主催の研修会の実施
- (4) 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
- (5) 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- (6) 通学路や遊び場など、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起
- (7) 地域での犯罪被害の防止のための、「こども110番の家」を周知する等の活動の促進
- (8) 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の確立
- (9) 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引き渡しについての了解
- (10) 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
- (11) 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

## 3 児童生徒等や保護者との合同研修

東日本大震災においては、児童生徒等や保護者が日ごろ学んだ知識や体験により災害発生時、重要な役割を果たした例が多く認められている。

学校が、児童生徒等や保護者とともに実施する研修について工夫することも重要である。

### 【研修内容例】

- 事故等発生時の児童生徒等の引き渡し
- 避難所開設
- 防災マップ・通学路安全マップ作り
- 事故等を体験した人の体験談を聞く会
- 警察署・消防署等、地域で安全を守る人の業務内容を知る研修

## 4 地域の住民やボランティア等との連携方策

地域の住民や児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々なボランティア団体等の活動は、「事故等を未然に防ぐ日常的な取組」と「事故等が発生した場合の取組」の2

つに大別され、前者では主に防犯パトロール活動、危険な場所の点検、防犯広報活動など、後者としては「子供110番の家」の活動や事故等発生時の通報等などが行われている。教育委員会・学校は、児童生徒等の安全確保について、これらのボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが必要である。

また、安全教育に関わる授業等において、例えば地域の住民やボランティアの方々をゲストティーチャーとして活用し、地域安全に対する思いや願いを直接聞き取ることで、自分たちにできることは何か、何をしなければならないか、児童生徒等は深く考えることができ、地域の取り組んでいる防犯・防災活動などの状況への理解が深まる。

その際、地域の実情に応じて、学校運営協議会制度の活用や地域学校協働活動推進員と連携して地域学校協働活動を推進すること等が考えられるが、このほかにも、地域学校安全委員会等を通じた連携体制づくりについて、必要に応じて教育委員会の支援を受けながら進めていくことが必要である。

## 5 内容別の地域関係機関・団体との連携先

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項は、次のとおりである。

### (1) 安全指導

#### ① 交通安全・防犯

- ア 各地域の警察署
- イ 自治体や民間の関係団体
- ウ 保護者や地域の方々に組織する団体

#### 【留意事項】

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

#### ② 防災

- ア 各地域の消防署・市町村の防災担当部局
- イ 自治体等の関係団体
- ウ 防災ボランティアや消防団など地域の方々に組織する団体

#### 【留意事項】

学校は、当該市町の「地域防災計画」を理解するとともに、行政機関の防災担当部局や教育委員会との連携を密にして、平常時からその管理体制を整えておくことが大切である。

消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状

況や対処法を知るよい機会であり有効であるとともに、学校は、警察署・消防署・保健所等の関係機関に連絡すべき事項、協力を要請する事項などについて、あらかじめ整理し、緊密な連携をとっておく。

学校は、「学校安全計画」や「防災マニュアル」における具体的対応について保護者や地域へ十分説明し、学校の安全管理体制に協力を得られるようにしておく。

**【説明すべき内容例】**

- ・災害発生時における学校の措置
- ・児童生徒等の避難場所、避難経路、避難方法
- ・児童生徒等の引き渡し方法
- ・災害時に児童生徒等が学校にいない場合の安否確認方法
- ・避難所となった場合の体制（鍵の管理、利用区域、開設、運営等）

**③ 避難訓練**

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 自治体等の関係団体
- ウ 近隣の学校等

**【留意事項】**

学校の「危機管理マニュアル」に沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危機管理マニュアルの点検、改善につながる。大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。

近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

**(2) 安全確保**

**① 登下校時**

- ア 各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局
- イ スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体
- ウ 近隣の学校等

**【留意事項】**

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。また、地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

**② 校外で学校行事を行う場合**

- ア 実施先の各警察署
- イ 実施先の各市町村関係部局
- ウ 保護者等の協力者

**【留意事項】**

遠足・修学旅行・持久走大会等の校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、上記連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので確認すること。

**③ 事件・事故災害発生時**

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 近隣の学校等

**【留意事項】**

各学校の「危機管理マニュアル」を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。

**④ 学校が避難所（避難場所）となった場合**

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 自治体等の関係団体

**【留意事項】**

学校が避難所（避難場所）となった場合、速やかに運営が当該市町に移行され、地域の自治会等が自主的に避難生活を運営できるよう体制を整備しておくことが、早期の学校再開を実現させるために必要である。

**6 地域に根ざした安全教育と関係機関・団体との連携**

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

有効な連携体制は、どちらか一方が受け身でいる体制では構築されない。両者が協力して事故等への備えを主体的に行うことが大切である。地域との連携は、人間関係づくりから始まる。地域の行事への参加や、学校行事の公開など、出来ることから地域との絆を深めておくことが有効となる。

- (1) 学校で行う安全教育や訓練に、地域の様子をよく知っている警察署・消防署等の専門家や气象台、防災専門家等の指導を活用する。
- (2) 事故等を経験した方々の経験談や、地域にある安全に関する施設（防災館等）での体験学習、映像などの教材、事件・事故災害体制の整っている地域の先進的な事例を活用する。

- (3) 地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- (4) 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする学習活動を計画実施する。
- (5) 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育て、非常時の場合も地域との絆が活かせるような基盤づくりを進める。

## 7 教育委員会・設置者の役割

教育委員会・設置者は、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも重要な役割を果たしている。校舎や体育館等の耐震工事の実施や学校施設等学校の整備のみならず、事故等発生時に十分に対応できる体制を確立し、学校を積極的に支援することにより、児童生徒等や教職員の安全を確保するとともに、教育活動を保障する責務がある。また、緊急時に迅速・的確に対応するためには、学校の避難訓練等に合わせ、教育委員会としても防災担当部局との連携や学校への指示などを含め訓練を積み重ねておくことも大切である。また、例えば、報道などへの対応については、状況によっては設置者に窓口を一本化したり、必要な人員を派遣したりすることなどが考えられる。

さらに、学校の所有者又は管理者には、災害関係の法令等において避難訓練の実施や避難確保計画の策定等が義務付けられているとともに、地域の防災計画や国民保護計画など、学校が地域の一員として対応を検討すべき安全上の課題も存在する。こうした課題等への対応は、学校だけで取り組むことは困難なことから、教育委員会・設置者は、積極的に地方公共団体の関係部局や関係機関等と連携を図り、学校の取組を支援することが必要である。

また、安全教育に関わる教材の作成や効果的な単元の開発など、地域課題等を踏まえた安全教育を推進していく上でも教育委員会は重要な役割を果たしている。

家庭・地域・関係機関等と学校との連携体制づくりに関しては、例えば、学校運営協議会制度の導入や地域学校協働活動推進員の委嘱等により地域学校協働活動を推進する中で、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等の取組を行うことや、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用により、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことが必要である。このとき、教育委員会・設置者はこうした体制整備等について、中心となって取り組むことが望まれる。

## 第3節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

### 1 地域学校安全委員会とは

平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。」としている。

「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的から「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置づけられる。

### 2 地域学校安全委員会の効果

地域学校安全委員会の効果は、次のことが考えられる。

- (1) 校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。
- (2) 地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。
- (3) 学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

### 3 地域学校安全委員会の設置方法等

「地域学校安全委員会」については、各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や、市町単位での設置も考えられる。

また、関係者の負担軽減等を考えると、新規に委員会を招集するのではなく、学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織をうまく活用することも可能である。

さらに、効果的な運用としては、必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催するなどの方法が可能である。

### 4 地域学校安全委員会の構成

各学校や地域の実情に合わせて構成されるが、基本的な構成員の例を挙げる。

#### (1) 学校教職員

校長、副校長、教頭、学校安全担当（安全に関する校務分掌の担当）

#### (2) 保護者

PTA 会長等役員、関係担当者

#### (3) 関係機関・関係団体等

警察署、消防署、市区町村の関係部局、町会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者

#### **(4) その他**

その他、各学校が必要と認める者

### **5 効果的な活動例**

- (1) 年度当初に委員会を開催し、その年度の組織体制や活動内容について情報交換を行う。
- (2) 基本的な開催計画を立てる（学期1回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- (3) 委員会の内容や公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。